

消防局会計年度任用職員（時間額）等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、消防局会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川消人第2879号。以下「基本要綱」という。）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、給料又は基本報酬を時間額で定め、補助的業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職名）

第2条 会計年度任用職員の職名は、会計年度任用職員（時間額）とする。

（業務内容）

第3条 会計年度任用職員は、勤務場所における補助的業務に従事するものとする。

（任用期間）

第4条 会計年度任用職員の任用の期間は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で定めるものとする。ただし、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の適用を受ける職員の欠員の代替として任用する会計年度任用職員においては、当該職員の欠員が生じる期間の範囲内で定めるものとする。

2 基本要綱第5条第2項の規定に基づき、会計年度任用職員の任用の期間を更新することができる期間の範囲は、前項に規定する期間の範囲内とする。

（勤務日、勤務時間等）

第5条 会計年度任用職員の勤務日、勤務時間、休憩時間及び週休日は、基本要綱第7条及び第8条の規定に基づき、業務の必要に応じて設定するものとする。

(給料又は基本報酬の額)

第6条 会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額(時間額で定める額をいう。以下同じ。)は、その職種に応じて別表に定める額とする。

2 前項で定める額を給料又は基本報酬の額とした場合において、給料又は基本報酬の額とこれに対する地域手当に相当する報酬の額と合計した額(以下この項において「合計額」という。)が、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)第7条第1項に規定する作業報酬下限額を下回ることとなるときの会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、前項の規定にかかわらず合計額が当該作業報酬下限額と同じ額(同じ額とならない場合には、当該作業報酬下限額を上回る最少額)となる給料又は基本報酬額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、職務の特殊性等によりこれらの規定により難しい会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額については、消防局長が別に定めることができる。

(半日単位の年次休暇)

第7条 会計年度任用職員は、1日単位及び時間単位のほか、半日単位の年次休暇を受けることができる。ただし、勤務時間の設定により半日単位の設定が難しい場合は、この限りでない。

2 半日単位の年次休暇は、原則として正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、勤務時間の設定等の事情により正午での区分により難しい場合には、別に区分する時刻を設定するものとする。

(委任)

第8条 基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定の適用の日については、消防局長が別に定める。

別表（第6条関係）

| 職 種 | | 給料又は基本報酬の額 |
|----------|-------|------------|
| 事務 補助 | 一般事務職 | 1, 153円 |